

高知県観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」
エリアイベント開催等委託業務 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

I 提出書類

1 提出書類及び部数

様式 番号	提出書類の名称	規格及び 制限枚数	提出部数
1	基本的な考え方と 想定される効果	A 4、1 枚まで	正本 1 部、副本 11 部
2	エリアイベントの実施に係 る企画内容	A 4、9 枚まで	
3	広報・その他独自提案	A 4、2 枚まで	
4	業務実施体制	A 4、2 枚まで	
5	経費見積書	A 4、1 枚まで	

※ 複数の事業者による共同提案の場合、連合体結成に関する協定書又はこれに準ずる書類（任意様式）を提出すること。

2 編さん方法等

(1) 様式

- ア 企画提案書の文字は、10.5 ポイント以上で作成してください。
- イ A 4 用紙はできるだけ縦又は横に統一してください。
- ウ 用紙はすべて片面で印刷するものとし、片面を 1 枚と算定します。
また、A 3 用紙を使用する場合は、A 4 用紙 2 枚として換算します。
- エ 必要に応じて説明資料を添付することができます（A 4 用紙 6 枚以内）。

(2) 表紙

企画書提案事業者の名称、代表者職・氏名、所在地、担当者名、電話番号、FAX
番号及び電子メールアドレスを記入のうえ、代表者印を押印してください。

II 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

III 提出期限

令和 5 年 6 月 29 日（木）17 時必着

※ この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受理することが出来ませんので
ご注意ください。

IV 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁本庁舎5階 高知県観光振興部地域観光課内
連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会事務局
担当：越智、村山、西森
TEL：088-823-9791、FAX：088-823-9256
E-mail：020601@ken.pref.kochi.lg.jp

V 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受理したときは、提出者に対して受理したことを電話でお知らせします。

VI 事業の要件

1 事業の目的

高知県観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」(以下「観光博覧会」という。)の一環として、県の東部及び西部において、エリアイベントを効果的に実施することで、観光博覧会のコンセプトを県内の人に認知してもらうとともに、県外からの誘客や県内の周遊につなげることを目的とする。

VII 企画提案のポイント等

1 基本的な考え方と想定される効果

県の施策や観光博覧会エリアイベントの実施要領等を踏まえ、どのような考え方で本業務に取り組もうとしているか、また、企画の内容はどのような効果を想定しているかについて、記載してください。

2 イベント等の企画内容

別添の「高知県観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」エリアイベント開催等委託業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)を踏まえ、どのようなイベントを実施するかを記載してください。

(1) 特に提案を求めるポイント

- ア 事業目的に沿った魅力的なイベントの企画提案がなされていること。
- イ 集客力のある提案がなされ、地域の観光地や同時期に開催されるイベントへの誘導が期待できること。
- ウ 草花の魅力やSDGsを楽しみながら学べるコーナーが充実し、かつ、集客の仕掛けが提案されていること。
- エ イベントプログラム、タイムテーブル及び会場レイアウトが記載されていること。

(2) 周遊促進の取組

エリアイベントの開催前後に開催されるエリア内の他のイベントと連携を図るなど、エリアイベントの来場者がエリア内の市町村を周遊してもらえるような提案を記述してください。(仁淀川エリアの例) 仁淀川ひな回廊

3 広報その他独自提案

その他、広報などでイベントの効果を高める独自の提案があれば記載してください。

4 実施体制

(1) 業務実施体制

提案する業務の運営実施体制を記述してください。

(2) 実施スケジュール

委託期間全体におけるスケジュールを作成し、記載してください。

(3) 安全対策

出演者及び来場者の安全を確保するための危機管理体制及び対応策について記載してください。

5 関連業務の実績

会社の概要と過去に履行した類似業務の実績を記載してください。

6 経費見積

提案内容に基づき委託業務を発注した場合の見積額を記載してください。

経費見積額は、全体で 18,564 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）までとしてください。

VIII 企画提案についての留意事項

1 企画提案書は 1 者 1 提案までとします。

2 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

3 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。

(1) 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

4 本委託業務の契約及び事業執行にあたっては、プロポーザルで提案された内容等を発注者と受注者が協議のうえ、変更することがあります。